

【随意契約に関する情報】

令和2年5月分(公表日:令和2年6月30日)

	工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量	契約事務責任者の職名及び氏名	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした契約事務細則の根拠規定及び理由(企画競争又は参加確認型公募を経た場合はその旨)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員数	備考
1	人事・給与システムに係る保守・管理等業務	総括理事 瀬島 浩子	令和2年5月21日	株式会社内田洋行 東京都江東区東陽2-3-25 住生興和東陽町ビル	人事・給与システムは、株式会社内田洋行との間で開発業務の委託契約を締結し、同社製アプリケーションソフトを使用し、機構独自の仕様を追加する方式で開発したものの。 当該アプリケーションソフトの著作権は同社が有しており、権利譲渡不可能となっているため、「電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該プログラム開発者に行わせる」ものに該当するため。(契約事務細則第28条第1項第1号ロ(i))	—	3,740,000	—	0	
2	令和2年度世界貿易統計データベース利用ライセンスの購入	理事 藤原 直	令和2年5月27日	IHS Global Pte Ltd 8 Marina View, #12-01 Asia Square Tower 1, Singapore	契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるときで、法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものに該当するため。(契約事務細則第28条第1項第1号二(v))	省略(契約事務細則第34条第1項第1号)	8,614,909	—	0	
3	肉用牛肥育経営安定交付金制度全国統一電算処理システム(都道府県段階)改修等委託業務	理事 土肥 俊彦	令和2年5月29日	株式会社南日本情報処理センター 鹿児島県鹿児島市東開町4-104	牛マルキンについては、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の下落に伴い交付金の交付が継続する見込みであることに加え、生産者負担金の納付猶予が行われることから、生産者積立金が払底することが想定される。 この生産者積立金の払底時の対応について、農林水産省の通知により、令和2年3月末までに既に生産者負担金を納付した登録肉用牛に係る5月から10月までの交付金の交付に際して、生産者積立金が払底した月以降、別途の生産者負担金の額を設定する等の措置が講じられることとなり、所要のシステム改修は、緊急の必要により実施するものに該当するため。(契約事務細則第28条第1項第2号ロ)	—	3,223,000	—	0	